

栃木県立真岡北陵高等学校同窓会会則

改正 平成3年4月30日
平成5年4月30日
平成7年4月28日
平成15年4月30日
平成26年4月30日

第1章 名称及び構成

- 第1条 本会は、栃木県立真岡北陵高等学校同窓会と称する。
第2条 本会の事務局を栃木県立真岡北陵高等学校に置く。
第3条 本会は下記の会員を以て組織する。
（1）通常会員 栃木県立真岡北陵高等学校を卒業した者または修了した者
（2）特別会員 栃木県立真岡北陵高等学校職員
（3）名誉会員 栃木県立真岡北陵高等学校旧職員及び常任理事会の決議を経て会員の推薦した者

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の親睦を深め、母校並びに地域社会の発展に貢献することを目的とする。
第5条 本会は前条目的を達成するため下記の事業を行う。
（1）会報の発行
（2）講演会・講習会並びに視察
（3）会員の表彰並びに慶弔
（4）その他必要と認める事項
※部活動及び教育活動において関東大会以上の大会及び競技会に参加するものに餞別金を送る（1件に対して、¥5,000-）

第3章 機関及び組織

- 第6条 本会には機関として総会、常任理事会、役員会を置く。
なお、常任理事会は会長・副会長・常任理事・監事で構成し、役員会は会長・副会長・常任理事・監事・支部長・青年部部长・青年部副部长・青年部監事で構成する。
第7条 本会は毎年1回定期総会を開催する。ただし、必要と認める時は臨時総会を開催することができる。
第8条 総会における決議は出席者数の過半数をもって成立する。
第9条 本会に青年部及び適当な地区に支部を設置する。支部会則は各支部にこれを定める。

第4章 役員及び顧問

- 第10条 本会に下記の役員を置く。
（1）会長 1名 総会において会員より選出する。
（2）名誉会長 1名 総会において学校長を推薦する。
（3）副会長 3名 総会において会員より選出する。
（4）監事 3名 総会において会員より選出する。
（5）常任理事 若干名
（6）各支部長 1名
（7）顧問 若干名 総会で選出する。

第5章 会務及び任期

- 第11条 会長は会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。常任理事は重要事項を審議処理する。監事は会計を監査する。
第12条 緊急を要する事項は役員会を以て総会に代えることができる。
第13条 役員任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。なお、補欠のために就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会員の住所移転等

第14条 会員は住所移転等の移動あるときは、そのつど事務局宛に通知するものとする。

第7章 会 計

第15条 本会の経費は終身会費、基本金を以て充てる。ただしその額は常任理事会において決定する。会費は各々1人7,000円とし、加入のとき納入する。

第16条 本会に基本金運営委員会を置く。ただし、この会の会則は別に定める。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

第18条 下記の事項は総会の決議によるものとする。

(1) 会則の変更

(2) 基本金の積立金及び処分方法

第19条 本会の運営上必要な細則は役員会で決める。

第20条 本会の会則は、平成26年5月1日より発効する。